

公立大学法人沖縄県立芸術大学客員教授選考規程

令和4年1月31日

沖芸大規程第53号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学の客員教授の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 客員教授は、芸術文化に関し学識経験のある者で、次の各号の一に該当するものうちから選考するものとする。

- (1) 芸術の分野において優れた業績を挙げ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (2) 博士の学位を有する者で、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (3) 研究上の業績が前号の者に準じ、かつ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (4) 大学において教育の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(選考)

第3条 客員教授の選考は、当該学部教授会又は研究所教授会から推薦された客員教授候補者について、教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

附 則 (令和4年1月31日理事長決裁)

この規程は、令和4年1月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。